

平成 26 年 2 月 25 日

自由民主党道州制推進本部御中

全 国 町 村 会

道州制推進基本法案（骨子案）について

本会の諸活動につきましては、日頃よりご協力をいただき、感謝申し上げます。また、一部修正された道州制推進基本法案（骨子案）を送付いただき、重ねて御礼申し上げます。

今後、貴本部では、道州制推進基本法案を国会に提出する方向で努力されるとのことですので、あらためて、同骨子案につきまして、別添の通り、意見を述べさせていただきますので、ご賢察くださいますようお願い申し上げます。

道州制推進基本法案（骨子案）について

道州制推進基本法案に関しましては、すでに、昨年12月13日に、同法案の国会提出と道州制導入には断固反対である旨の意見を提出させていただいたところです。

このたびの骨子案の前文では、「我が国が、東京一極集中と地方の過疎化が進むなかで、経済・社会の国際化、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来などの様々な課題に直面し、国と地方の財政は極めて厳しい状況にある」と指摘されていますが、全国町村会としても、このような認識を共有しており、これらの問題の解決に向け、国と地方が力を合わせて最優先で取り組まなければならないと考えております。しかしながら、これらの問題が、道州制の導入により解決されるとはとても思えません。

また、本会は繰り返し道州制が、新たな集権体制を生み出し、大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大し、市町村合併が事実上強制されることなど問題点が少なくないことを指摘し、懸念を表明してきたところです。

今回お示しいただいた骨子案によっても、こうした懸念は依然として払拭できません。「都道府県の事務の道州及び基礎自治体への移譲承継手続その他道州制の導入に伴い検討が必要な事項に関すること」が道州制国民会議への諮問事項とされ、また、「政府は、第3 1 1の答申があったときは、道州制に関する国民的な議論を踏まえ、速やかに、法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする」とされるなど、なお、道州制導入を前提とした骨子案と言わざるを得ないからです。

また、「基礎自治体」について、道州制のもとでは、「基礎自治体には、現行の都道府県の事務のうち住民に身近な事務が移譲され、現行の市町村が所掌する事務とは異なることとなることから、合併の有無にかかわらず、現行の市町村は全て基礎自治体として位置付けられるものと想定している」とのご回答をいただきましたが、これによっても市町村合併が不可避であることは全く変わっていないのではないのでしょうか。

以上のことから、本会としては、お示しいただいた骨子案に沿った「道州制推進基本法案」の国会提出と、道州制の導入に断固反対します。